

平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した 契約の締結実績の概要

独立行政法人国立科学博物館

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成30年度の経緯

環境配慮契約法及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥産業廃棄物の処理に関して、以下の通り環境配慮契約を締結した。

（1）自動車の購入及び賃貸借

平成30年度においては、購入価格及び環境性能（燃費）等を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施し、1台を購入した。